

(平成21年3月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月から同年9月まで  
私は会社を辞めた平成8年に、A区役所で国民年金の加入手続を行った。その後は、納期限には遅れながらも未納とってしまわないよう、区役所へ確認しながら国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では未納となっているとのことであった。  
申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、区役所に確認しながら、納期限に追いつくように納付を行っていた時期があったとしているところ、社会保険庁の電算記録により、申立人がその主張のとおり、申立期間以降には3か月から12か月の国民年金保険料を過年度納付などにより納付していること、これらの納付を時効に掛からないよう行っていることなどが認められるなど、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、社会保険庁では、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得処理は、申立期間中に当たる平成8年7月3日付で行われているとしているところ、申立期間以前であり、かつ、厚生年金保険の加入記録に挟まれた昭和62年12月から63年5月までの国民年金保険料が納付済みとなっていながら、申立人が申立期間のみを未納のままとしておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの期間及び44年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年3月まで  
② 昭和44年4月から45年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、父が民生委員をしていたこともあり、国民年金保険料はどんなことがあっても納めるように常々言われていたため、私は納めたはずである。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和36年2月17日にA市で払い出されていることが確認でき、申立人における国民年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立期間①前の昭和40年8月から41年3月までの国民年金保険料は、それまで未納と記録されていたものの、申立てに先立つ平成20年10月になって、申立人保管の領収証書等によって納付済みへと訂正されているなど、社会保険事務所における申立人の国民年金保険料の記録管理に関し不適切な取扱いが見受けられる。

さらに、申立人保管の領収証書では、申立人が昭和40年8月から42年5月までの国民年金保険料22か月分を46年1月11日に郵便局で納付していることが確認できる。一方で、申立人保管のB部局発行の46年3月8日付文書により、当該期間の保険料については、既に納付済みとなっているとして、当該部署が引き続く42年6月から同年11月までの保険料6か月分を、過年度保険料ではなく、より高額な特例納付保険料として充当した旨の記載が確認できる。このため、申立人が納付した46年1月11日時点において、過年度保険料としての収納期間となる申立期間②については既に納付済みであった可能性がうかがえるとともに、申立期間①直後の保険

料 12 か月分について申立人が一括納付していながら、当該期間 4 か月分のみを未納のままとしておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和41年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月25日から同年4月1日まで  
社会保険庁へ照会したところ、申立期間について私の厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。

しかし、この当時は、私がB社から、同社子会社のA社へ出向した期間に当たり、何らかの手違いによって私の厚生年金保険被保険者資格に空白が生じたものである。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社保管の出向記録、雇用保険の加入記録などにより、申立人が同社から昭和41年3月25日付で、A社へ異動させられていること、当該事業所に係る雇用保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該期間直後の昭和41年4月の社会保険庁の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、当時の社会保険に係る関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は無い上に、申立人に係る雇用保険被保険者資格も人事記録どおりの記録となっていることなどを踏まえると、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月9日から41年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を、それぞれ40年7月9日、41年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から42年1月1日まで

私は申立期間中、A社で勤務していたにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

当時の社長はとても正義感が強く律儀な人だったと記憶しており、また、同社の雇用形態はいいかげんなものではなく、社会保険も完備しており、健康保険証ももらった覚えがある。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録では、申立人がA社において、昭和40年7月9日に被保険者資格を取得し、41年7月31日に離職していることが認められる。

また、A社は、昭和40年3月1日に設立登記された後、同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。そして、社会保険事務所保管の当該事業所における被保険者名簿では、同社の当時の社長を始め、申立人が挙げた経理等担当者、同様に設計士だったとした3人、計5人が同日から厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当時

の社長及び経理等担当者から、当該事業所では、全従業員を社会保険に加入させており、経理等担当者を除き、申立人を含めて全員を設計士として雇用していた、雇用保険のみ加入させてはいなかったと思うなどとする証言が得られた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月9日から41年8月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち、昭和40年7月9日から41年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立期間直近の昭和40年4月1日付で被保険者資格を取得した者5人のうち、申立人と同年齢で、かつ、同一職種と思われる被保険者に係る40年4月の標準報酬月額から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、当時の関係資料は無く詳細は不明としている。しかしながら、前出の被保険者原票には、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、申立期間中に被保険者名簿の健康保険証の番号の欠落も見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考え難い上に、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届及び喪失届はもとより、定時決定に係る届出が行われている場合に、いずれの機会においても社会保険事務所がこれら届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間のうちの昭和40年7月から41年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうちの昭和40年3月1日から同年7月9日までの期間、及び41年8月1日から42年1月1日までの期間については、申立人に係る雇用保険の加入記録が無いとともに、これら期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管のA社における被保険者名簿には、上述のとおり、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、申立期間中に被保険者名簿の健康保険証の番号の欠落も見当たらないとともに、同社の元社長等へ照会してもなお、両期間に関しては申立人の主張を裏付ける証言等が得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和40年3月1日から7月9日までの期間及び41年8月1日から42年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年6月1日から同年10月2日まで

私は昭和26年から平成2年の定年退職までの間、B社関連事業所に途切れることなく勤務していた。

社会保険庁では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとしているが、この期間はちょうど、私がC社からA社へ転勤した時期に当たる。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社保管の人事記録、及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和26年6月1日から平成2年5月31日までの間、同社の関連事業所に継続して勤務していることが確認でき（昭和28年6月1日付でC社からA社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間直後の社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、B社では、関係書類は保管しておらず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 2 月 1 日から 40 年 5 月 26 日まで

私がA市のB事業所に勤務していたときに、実姉が急死した。実姉夫婦には二人の幼い子供がいたこともあり、私は急きよ、昭和 40 年 5 月に当該事業所を退職し、同年 6 月に義兄の後妻となるためC市へ行った経緯がある。私はB事業所を退職するときに退職金や脱退手当金を受け取ったことはない。

申立期間について脱退手当金を受給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁保管のB事業所における被保険者原票における全被保険者 59 人中、脱退手当金の受給資格を満たす女性被保険者 18 人について、その脱退手当金の支給記録を見ると、支給決定されている者は申立人を含めて 4 人に過ぎない上、このうちの所在が確認できた被保険者 1 人から、自身の意思で自ら脱退手当金を請求したとの証言があったことから、事業主が一律に脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、脱退手当金の支給日前の 2 回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、申立人が 3 回の被保険者期間のうちの 2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年9月まで

私は、昭和35年10月ごろに、集会で地区の全員が国民年金へ加入することになったこともあり、元妻と話し合っ加入した。

国民年金保険料は、地区の班長が毎月末に集金に来た時に、私か元妻が夫婦二人分を納付していたこと、申立期間当時の保険料額は100円だったことを覚えている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和35年10月ごろに、地区の全員と国民年金へ加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が挙げた当時の地区構成員6人の昭和36年2月7日とは異なり、42年7月20日になって夫婦連番で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、社会保険事務所保管の特殊台帳では、申立人が、国民年金手帳記号番号の払い出し後となる昭和42年8月22日になって、同年4月から同年6月までの国民年金保険料を現年度納付していることが、また、同年12月14日になって、この時点でさかのぼることが可能であった40年10月から同年12月までの保険料を過年度納付していることが確認できる上に、申立期間の一部となる昭和38年度及び39年度の各月収納欄

に「届出前消滅」との押印も確認できることから見て、申立人は申立期間について時効により納付できなかったものと考えるのが自然である。

加えて、A市保管の国民年金被保険者名簿等では、申立期間について、申立人の元妻も同様に未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から45年9月まで  
私がA市に住んでいた折、国民年金制度ができることを聞いたので、昭和36年4月ごろに市役所へ出向き、国民年金の任意加入の手続を行った。国民年金保険料は、私自身が毎月市役所へ行き現金で納付した都度、窓口で、最初は100円と書かれた小さな紙をもらっていたので、家計簿に貼っていた。手帳はもらっていなかった。

また、私がB市へ引っ越した後の昭和46年1月、市役所に国民年金の手続に行った際、前住所地でも保険料を納付していた旨を申し出たところ、A市での任意加入等の事実が確認できないということで、初めて年金手帳をもらった。

申立期間について、未加入、保険料未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和36年4月ごろにA市で国民年金へ任意加入したと主張しているが、B市保管の国民年金被保険者名簿等により、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年1月11日になってB市で任意加入者として払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人は申立期間中に国民年金被保険者として保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人自身が申立期間の国民年金保険料を市役所へ毎月納付していた、窓口でもらっていた小さな紙を家計簿に貼っていたと主張しているところ、その主張内容は鮮明かつ具体的であることから、その行

為自体は否定できない。しかしながら、一方で申立人は、A市では国民年金手帳を受け取っていないともしており、申立期間当時には毎年度、市区町村が国民年金印紙を貼付した国民年金手帳の印紙検認台帳を切り離した上で、社会保険事務所へ加入者ごとに保険料の納付実績に係る進達を行う仕組みでありながら、この一連の手続が申立人に関して申立期間の約9年以上も行われずに、すなわちA市が国民年金手帳を持参していなかった申立人から、国民年金保険料を収納し続けていたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から同年9月まで  
私は昭和39年7月に、会社を退職し、入籍した。入籍手続きと同時に、A市B区役所で夫と一緒に国民年金の加入手続きを行った。

しかし、社会保険事務所へ照会したところ、私の夫の国民年金保険料は昭和39年8月以降すべて納付済みとなっていながら、私の分のみが未納となっている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人はB区役所での入籍手続きと同時に、その夫と一緒に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、戸籍によって昭和39年7月11日が婚姻日であることが確認できるのところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その夫が同年8月28日にA市で払い出されているのとは異なり、同年11月7日にC町で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の電算記録及びC町保管の国民年金被保険者名簿では共に、申立人の国民年金被保険者資格の取得日が昭和39年10月1日となっていることが確認でき、これ以前となる申立期間は当時、未加入期間として扱われていたため、納付できなかつたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月 21 日から 59 年 2 月 21 日まで

私は、A社へ入社し、3か月の試用期間を経て昭和56年2月21日から正社員となったにもかかわらず、社会保険庁では、申立期間について私の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

同社への入社日が同じ私の妹には、厚生年金保険の加入記録がありながら、私の加入記録が無いことに納得がいかない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうちの昭和56年2月21日から58年8月25日までの間、A社における雇用保険の被保険者となることが確認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の電算記録により、申立人の実妹を始め、申立人が挙げた元同僚については、申立期間の全部又は一部に厚生年金保険の加入記録が確認できるが、申立期間及びその前後に、申立人の氏名は無く、健康保険に係る整理番号の欠落も無い。

さらに、A社へ照会してもなお、保管する従業員名簿に申立人の氏名が無いとしているなど、申立期間において厚生年金保険の加入状況、保険料の納付状況等が明らかとはならない。

加えて、申立人の夫に係る社会保険事務所保管の被保険者原票では、申立人が申立期間のすべてが含まれる昭和54年4月2日から60年11月28日までの間、その夫の健康保険の被扶養者となっていることが確認できるとともに、B

市保管の国民年金被保険者名簿では、申立人が申立期間中も、国民年金に任意加入の上で国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間に係る申立人の記憶は曖昧あいまいであると認めざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月から 46 年 3 月まで

私は申立期間中、A社に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所へ照会したところ、私の厚生年金保険の加入記録が全く無いとのことであった。

私は同社から熟練工として引き抜かれたし、また、実弟も同社で私と同時期に勤務していた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立て事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる当時の同僚や、申立て事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる実弟の証言により、申立人が当該事業所で勤務していたことが認められるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管のA社における被保険者原票には、被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後に健康保険番号の欠落も無い。

さらに、A社では、申立人の実弟とは異なり、申立人に関する労働者名簿は保管していないとしているのみであり、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等を確認することができなかった。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。